

司法試験在学中受験の資格認定について

司法試験制度の改正により、2023 年司法試験から、法科大学院の課程の在学者において以下の(1)(2)の要件を満たしていることを当該法科大学院を設置する大学の学長(法政大学の場合、総長)が認定した場合、3 年次に司法試験を在学中受験することができます。

(1)法令にて定められる以下の所定科目単位を修得していること

- ① 2 年次終了時まで法律基本科目群(基礎科目)30 単位, 法律基本科目群(応用科目)18 単位を修得していること
- ② 2 年次終了時まで展開・先端科目群のうち, 司法試験の選択科目に対応する科目を 4 単位以上修得していること

<本学の対象科目>

労働法Ⅰ, 労働法Ⅱ, 経済法Ⅰ, 経済法Ⅱ, 税法, 知的財産法Ⅰ, 知的財産法Ⅱ, 環境法Ⅰ, 環境法Ⅱ, 倒産法Ⅰ, 倒産法Ⅱ, 国際関係法(私法系分野)Ⅰ, 国際関係法(私法系分野)Ⅱ, 国際関係法(公法系分野)Ⅰ, 国際関係法(公法系分野)Ⅱ

…計 15 科目 30 単位の中から 4 単位以上

(2)司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること

以上